

2	前項に規定する私立学校に必要な施設及び設備についての基準は、別に法律で定めるところによる。
2	学校法人は、前項に規定するもののほか、寄附行為をもつて定めるところにより、会計監査人を置くことができる。
3	理事の定数は五人以上、監事の定数は二人以上、評議員の定数は六人以上とし、それぞれ寄附行為をもつて定める。この場合において、寄附行為をもつて定める評議員の定数は、寄附行為をもつて定める理事の定数を超える数でなければならぬ。
4	会計監査人を置く場合には、その定数は、寄附行為をもつて定める。
	(収益事業)

第十九条	学校法人は、その設置する私立学校の教育に支障のない限り、その収益を私立学校の経営に充てるため、収益を目的とする事業を行うことができる。
2	前項の事業の種類は、私立学校審議会又は学校教育法第九十五条に規定する審議会等(以下「私立学校審議会等」という。)の意見を聽いて、所轄庁が定める。所轄庁は、その事業の種類を公告しなければならない。
3	第一項の事業に関する会計は、当該学校法人の設置する私立学校の経営に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。(特別の利益供与の禁止)
	(住居)
第二十二条	学校法人は、その事業を行うに当たり、その理事、監事、評議員、職員その他の政令で定める学校法人の関係者に対し特別の利益を与えてはならない。

第二十三条	学校法人を設立しようとする者は、その設立を目的とする寄附行為をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、文部科学省令で定める手続に従い、当該寄附行為について所轄庁の認可を受けなければならない。
2	会計監査人を置く場合には、その旨及び定数その他の会計監査人に関する事項
3	監事の定数、任期、選任及び解任の方法その他監事に関する事項
4	理事の定数、任期並びに選任及び解任の方
	事項

第二十四条	所轄庁は、前条第一項の認可の申請があつた場合には、当該申請に係る学校法人の資産が第十七条の要件に該当しているかどうか、その寄附行為の内容が法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該寄附行為の認可を決定しなければならない。
2	(寄附行為の審査)
3	三 その設置する私立学校の名称及び当該私立学校に課程、学部、大学院、大学院の研究科、学科又は部を置く場合には、その名称又は種類(私立高等学校(私立中等教育学校の後期課程を含む。)に広域の通信制の課程(学校教育法第五十四条第三項(同法第七十条第一項において準用する場合を含む。)に規定する広域の通信制の課程をいう。)を置く場合には、その旨を含む。)
4	四 名称
	一 目的

第二十五条	学校法人を設立しようとする者が、その目的及び資産に関する事項を除くほか、第六条の他監事に関する事項
2	七 監事の定数、任期、選任及び解任の方法その他監事に関する事項
3	八 評議員の定数、任期、選任及び解任の方法
4	九 評議員会の招集その他の評議員会に関する事項
	五 理事の定数、任期並びに選任及び解任の方

第二十六条	理事会の招集その他の理事会に関する事項
2	十 理事選任機関の構成及び運営、理事選任機関への監事からの報告の方法その他の理事選任機関に関する事項
3	十一 会計監査人を置く場合には、その旨及び定数その他の会計監査人に関する事項
4	十二 資産及び会計に関する事項
	六 監事の定数、任期、選任及び解任の方法

第二十七条	その事業の種類その他の事業に関する事項
2	十三 収益を目的とする事業を行う場合には、その事業の種類その他の事業に関する事項
3	十四 解散に関する事項
4	十五 寄附行為の変更に関する事項
	七 会計監査人を置く場合には、その旨及び定数その他の会計監査人に関する事項

第二十八条	一般社団・財団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号。以下「一般社団・財団法人法」という。)百五十八条及び百六十四条の規定は、学校法人の設立について準用する。この場合において、これらは、当該学校法人は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。
2	(一般社団・財団法人法の規定の準用)
3	二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求
4	三 寄附行為が電磁的記録に記録された事項を電磁計算機による情報処理の用に供されるものとして文部科学省令で定めるもの(以下同じ。)と当該学校法人が作成した電磁的記録に記録された事項の提供を受けようとする者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と当該学校
	四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁計算機による情報処理の用に供されるものとして文部科学省令で定める方法により表示したものとの閲覧の請求

第二十九条	理事選任機関の構成、運営その他の理事選任機関に関する必要な知識又は経験及び学校法人の適正な運営に必要な識見並びに社会的信望を有する者のうちから寄附行為をもつて定める
2	第一款 理事会及び理事
3	第一目 理事の選任及び解任等
4	第二款 第二十九条 理事選任機関の構成、運営その他の理事選任機関に関する必要な知識又は経験及び学校法人の適正な運営に必要な識見並びに社会的信望を有する者のうちから寄附行為をもつて定める
	三 寄附行為が書面をもつて作成されていると請求

第三十条	理事は、私立学校を経営するために必要な知識又は経験及び学校法人の適正な運営に必要な識見並びに社会的信望を有する者のうちから寄附行為をもつて定めるところにより、理事選任機関が選任する。
2	理事選任機関は、理事を選任するときは、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならぬ。
3	四 理事選任機関が選任するときは、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならぬ。
4	五 理事選任機関が選任するときは、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならぬ。
	六 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

8 業務執行理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する。

9 理事長及び代表業務執行理事の学校法人を代表する権限に加えた制限は、善意の第三者に対する抗することができない。

(理事の忠実義務)

第三十八条 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行わなければならぬ。

(理事の報告義務等)

第三十九条 第三十七条第五項の規定により学校法人の業務を執行する理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事(第九十四条第一項及び第二項において「業務執行理事等」という。)は、毎会計年度に四月を超える間隔で二回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

2 理事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が会議の目的である事項に関するものである場合その他正当な理由がある場合として文部科学省令で定める場合は、この限りでない。

(一般社団・財団法人法の規定の準用)

第四十条 一般社団・財団法人法第七十八条、第八十条、第八十二条、第八十四条、第八十五条及び第九十二条第二項の規定は、学校法人について準用する。この場合において、一般社団・財団法人法第七十八条中「代表理事その他の代表者」とあるのは、「理事長及び代表業務執行理事」と、一般社団・財団法人法第八十条中「代理理事」とあるのは、「理事長若しくは代表業務執行理事」と、一般社団・財団法人法第八十二条中「代表理事」とあるのは、「理事長及び代表業務執行理事」と、一般社団・財団法人法第八十四条第一項中「社員総会」とあるのは、「理事会」と、「承認」とあるのは、「決議による承認」と、一般社団・財団法人法第八十五条中「社員(監事設置一般社団法人にあっては、監事)」とあるのは、「監事」と読み替えるものとする。

(理事会の招集)

第四十一条 理事会は、寄附行為をもつて定めるところにより、各理事が招集する。ただし、理事会を招集する理事を寄附行為をもつて又は理事会で定めたときは、その理事が招集する。

第三目 理事会の運営

2 前項ただし書に規定する場合には、同項ただし書の規定により定められた理事(以下この項及び第五十七条第一項において「理事会招集担当理事」という。)以外の理事は、理事会招集担当理事に対し、会議の目的である事項を示し担当理事に対し、会議の目的である事項を示し理事会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求をした日から五日以内に、その請求の日から二週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

(理事会の決議)

第四十二条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数(これを上回る割合を寄附行為をもつて定めた場合については、その割合以上)が出席し、その過半数(これを上回る割合を寄附行為をもつて定めた場合については、その割合以上)をもつて行う。

2 前項の規定にかかるわらず、次の各号に掲げる理事会の決議は、当該各号に定める方法により行わなければならない。

一 第百八条第一項の理事会の決議 議決に加わることができる理事の数の三分の二(これを上回る割合を寄附行為をもつて定めた場合にあつては、その割合)以上に当たる多数をもつて決する方法

二 第百九条第一項第一号及び第二百二十六条第一項の理事会の決議 理事の総数の三分の二(これを上回る割合を寄附行為をもつて定めた場合にあつては、その割合)以上に当たる多数をもつて決する方法

3 第百九条第一項第一号及び第二百二十六条第一項の理事会の決議 理事の総数の三分の二(これを上回る割合を寄附行為をもつて定めた場合にあつては、その割合)以上に当たる多数をもつて決する方法

4 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて当該学校法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

5 債権者は、役員の責任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、次に掲げる請求をすることができる。

6 債権者は、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

7 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求された事項を文部科学省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

2 監事は、評議員若しくは職員又は子法人役員(監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者を除く。)若しくは子法人に使用される者を兼ねることができない。

3 監事は、他の監事又は二人以上の評議員と特別利害関係を有するものであつてはならない。

(監事の任期)

第四十六条 次に掲げる者は、監事となることができない。

1 第三十一条第一項各号に掲げる者

2 被解任役員

3 学校法人と監事との関係は、委任に関する規定に従う。

(監事の資格)

第四十七条 監事の任期は、選任後寄附行為をもつて定める期間以内に終了する会計年度のうち最終のものに關する第六十九条第一項の定期評議員会の終結の時までとする。この場合において、寄附行為をもつて定める期間は、六年以内とす。

2 前項の規定は、寄附行為をもつて、任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期を当該退任した監事の任期の満了する時までとする。

(監事の解任)

第四十八条 監事が第三十三条第一項各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、寄附行為をもつて定めるところにより、評議員会の決議によつて、当該監事を解任することができる。

2 前項で定めるところにより、議事録を作成しない場合は、理事会に出席した理事(議事録に署名する)

第四十三条 理事会の議事については、文部科学省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録が書面をもつて作成されているときは、理事会に出席した理事(議事録に署名する)

3 第一項の議事録が電磁的記録をもつて作成された事項については、文部科学省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならぬ。

4 理事会の決議に参加した理事であつて第一項の議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。

5 学校法人は、理事会の日から十年間、第一項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならぬ。

6 債権者は、役員の責任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、次に掲げる請求をすることができる。

7 債権者は、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

2 前項の規定により監事を選任する場合には、文部科学省令で定めるところにより、監事の総数が二人(二人を超える員数を寄附行為をもつて定めた場合にあつては、その員数を下回ることとなるときに備えて補欠の監事を選任することができる)とし、評議員会の決議によつて、選任する。

第四十五条 監事は、学校運営その他の学校法人の業務又は財務管理について識見を有する者のうちから、寄附行為をもつて定めるところにより、評議員会の決議によつて、選任する。

2 前項の規定により監事を選任する場合には、文部科学省令で定めるところにより、監事の総数が二人(二人を超える員数を寄附行為をもつて定めた場合にあつては、その員数を下回ることとなるときに備えて補欠の監事を選任することができる)とし、評議員会の決議によつて、選任する。

3 第一項の議事録が電磁的記録をもつて作成された事項については、文部科学省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならぬ。

4 理事会の決議に参加した理事であつて第一項の議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。

5 学校法人は、理事会の日から十年間、第一項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならぬ。

6 債権者は、役員の責任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、次に掲げる請求をすることができる。

7 債権者は、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

2 前項の規定により監事を選任する場合には、文部科学省令で定めるところにより、監事の総数が二人(二人を超える員数を寄附行為をもつて定めた場合にあつては、その員数を下回ることとなるときに備えて補欠の監事を選任することができる)とし、評議員会の決議によつて、選任する。

第四十六条 次に掲げる者は、監事となることができない。

1 第三十一条第一項各号に掲げる者

2 被解任役員

3 学校法人と監事との関係は、委任に関する規定に従う。

(監事の資格)

第四十七条 監事の任期は、選任後寄附行為をもつて定める期間以内に終了する会計年度のうち最終のものに關する第六十九条第一項の定期評議員会の終結の時までとする。この場合において、寄附行為をもつて定める期間は、六年以内とす。

2 前項の規定は、寄附行為をもつて、任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期を当該退任した監事の任期の満了する時までとする。

(監事の解任)

第四十八条 監事が第三十三条第一項各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、寄附行為をもつて定めるところにより、評議員会の決議によつて、当該監事を解任することができる。

2 前項で定めるところにより、議事録を作成しない場合は、理事会に出席した理事(議事録に署名する)

3 第一項の議事録が電磁的記録をもつて作成された事項については、文部科学省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならぬ。

4 理事会の決議に参加した理事であつて第一項の議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。

5 学校法人は、理事会の日から十年間、第一項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならぬ。

6 債権者は、役員の責任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、次に掲げる請求をすることができる。

7 債権者は、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

2 前項の規定により監事を選任する場合には、文部科学省令で定めるところにより、監事の総数が二人(二人を超える員数を寄附行為をもつて定めた場合にあつては、その員数を下回ることとなるときに備えて補欠の監事を選任することができる)とし、評議員会の決議によつて、選任する。

第四十五条 監事は、学校運営その他の学校法人の業務又は財務管理について識見を有する者のうちから、寄附行為をもつて定めるところにより、評議員会の決議によつて、選任する。

2 前項の規定により監事を選任する場合には、文部科学省令で定めるところにより、監事の総数が二人(二人を超える員数を寄附行為をもつて定めた場合にあつては、その員数を下回ることとなるときに備えて補欠の監事を選任することができる)とし、評議員会の決議によつて、選任する。

3 第一項の議事録が電磁的記録をもつて作成された事項については、文部科学省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならぬ。

4 理事会の決議に参加した理事であつて第一項の議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。

5 学校法人は、理事会の日から十年間、第一項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならぬ。

6 債権者は、役員の責任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、次に掲げる請求をすることができる。

7 債権者は、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

2 前項の規定により監事を選任する場合には、文部科学省令で定めるところにより、監事の総数が二人(二人を超える員数を寄附行為をもつて定めた場合にあつては、その員数を下回ることとなるときに備えて補欠の監事を選任することができる)とし、評議員会の決議によつて、選任する。

第四十六条 次に掲げる者は、監事となることができない。

1 第三十一条第一項各号に掲げる者

2 被解任役員

3 学校法人と監事との関係は、委任に関する規定に従う。

(監事の資格)

第四十七条 監事の任期は、選任後寄附行為をもつて定める期間以内に終了する会計年度のうち最終のものに關する第六十九条第一項の定期評議員会の終結の時までとする。この場合において、寄附行為をもつて定める期間は、六年以内とす。

2 前項の規定は、寄附行為をもつて、任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期を当該退任した監事の任期の満了する時までとする。

(監事の解任)

第四十八条 監事が第三十三条第一項各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、寄附行為をもつて定めるところにより、評議員会の決議によつて、当該監事を解任することができる。

合において、前条第二項中「その全員の協議により、同条第二項各号」とあり、及び同条第五項中「第七十条第二項各号」とあるのは、「第七十二条第一号、第二号及び第四号」と、同条第二項中「同項の評議員以外の評議員（次項において「他の評議員」という。）」とあり、及び同条第四項中「他の評議員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

（招集手続の省略）

第七十四条 第七十一条第四項から第六項までの規定及び第七十二条第三項から第五項まで（これらの規定を前条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の合意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。（評議員による議案の提出）

第七十五条 評議員の総数の三分の一（これを下回る割合を寄附行為をもつて定めた場合にあっては、その割合。次項において同じ。）以上の評議員は、共同して、評議員会において、会議の目的である事項につき議案を提出することができる。ただし、当該議案が法令若しくは寄附行為に違反する場合又は実質的に同一の議案につき評議員会において議決に加わることができない評議員の十分の一（これを下回る割合を寄附行為をもつて定めた場合にあっては、その割合。第三項において同じ。）以上の賛成を得られないかつた日から三年を経過していない場合は、この限りでない。

評議員の総数の三分の一以上の評議員は、共同して、理事に対し、評議員会の日の二十日前（これを下回る期間を寄附行為をもつて定めた場合にあっては、その期間）前までに、前項の規定により提出しようとする議案の要領を第七十条第四項又は第五項の通知に記載し、又は記録して評議員に通知することを請求することができる。

前項の規定は、同項の議案が法令若しくは寄附行為に違反する場合又は実質的に同一の議案につき評議員会において議決に加わることができない評議員の十分の一以上の賛成を得られないかつた日から三年を経過していない場合には、適（評議員会の決議）

2 前項の規定にかかわらず、第四十八条第一項又は第九十二条第一項の評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の数の三分の二以上に当たる多数をもつて行わなければならぬ。以上に当たる多数をもつて行わなければならぬ。評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の全員一致をもつて行わなければならない。

（評議員による議案の提出）

第七十六条 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもつて行う。

より提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求（一般社団・財団法人法の規定の準用）

第七十九条 一般社団・財団法人法第一百九十五条の規定は、評議員会について準用する。

第四款 会計監査人

第一目 選任及び解任等

（会計監査人の選任等）

第八十条 会計監査人は、評議員会の決議によつて、選任する。

学校法人と会計監査人との関係は、委任に関する規定に従う。

（会計監査人の資格）

第八十一条 会計監査人は、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外國公認会計士を含む。）

第三項第二号及び第八十六条第六項第三号において同じ。）又は監査法人でなければならない。

ただし、第八十七条において準用する一般社団・財団法人法第一百九条第二項の会計監査人の出席を求めるについては、この限りでない。

（延期又は続行の決議）

第七十七条 評議員会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第七十条の規定は、適用しない。

（評議員会の議事録）

第七十八条 評議員会の議事については、文部科学省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

学校法人は、評議員会の日から十年間、前項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならぬ。

（会計監査人の選任）

第七十九条 評議員会の選任は、会計監査人の選任及び解任の理由を解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。

（会計監査人の選任及び解任等に關する手続）

（会計監査人の選任及び解任等に關する手續）

（会計監査人の選任及び解任等に關する手續）

（会計監査人の選任及び解任等に關する手續）

（会計監査人の選任及び解任等に關する手續）

（会計監査人の選任及び解任等に關する手續）

（会計監査人の選任及び解任等に關する手續）

（会計監査人の選任及び解任等に關する手續）

（会計監査人の選任及び解任等に關する手續）

第八十三条 会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によつて、当該会計監査人を解任することができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。

二 会計監査人としてふさわしくない非行があつたとき。

三 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

四、五、六 評議員会は、議決に加わることができない評議員は、議決に加わることができない。評議員は、寄附行為をもつて定めるところにより、評議員が書面又は第七十条第五項に規定する情報通信の技術を利用する方法により評議員会の議決に加わることができるものとすることができる。

（会計監査人の選任）

第八十四条 評議員会に理事が提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事が決定する。

（会計監査人の選任及び解任等に關する手續）

第八十五条 会計監査人が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないとときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

前項の規定による一時会計監査人の職務を行なうべき者の選任は、監事の過半数の合意によつて行わなければならない。

（会計監査人に欠員を生じた場合の措置）

第八十六条 会計監査人は、前項の定期評議員会において再任されたものとみなす。

前項の規定によつて行なわれるべき者は、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

前項の規定によつて行なわれるべき者の選任は、監事の過半数の合意によつて行なわなければならない。

（会計監査人に欠員を生じた場合の措置）

項中「評議員会の決議」とあるのは、「監事の全員の合意」と読み替えるものとする。

第二回 職務等

第八十六条 会計監査人は、第五節の定めるところにより、第二項に規定する計算書類及びその附属明細書並びに財産目録その他の文部科学省令で定めるものを監査する。

2 会計監査人は、監査を行ったときは、文部科学省令で定めるところにより、会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出しなければならない。

3 会計監査人は、いつでも、次に掲げる請求をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事を文部科学省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事を電磁的方法であつて当該学校法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

五 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

6 会計監査人は、その職務を行うに当たつては、次の各号のいずれかに該当する者を使用してはならない。

一 第八十二条第三項第一号又は第二号に掲げる者

二 自己が会計監査人（前条第一項の規定により選任された時会計監査人の職務を行なうべき者を含む。次号において同じ。）に選任されている学校法人の役員若しくは職員又は子法人役員若しくは子法人に使用される者

三 自己が会計監査人に選任されている学校法人又はその子法人から公認会計士又は監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者

（一般社団・財團法人法の規定の準用）

第八十七条 一般社団・財團法人法第一百八条から第一百十条までの規定は、会計監査人について準用する。この場合において、一般社団・財團法人法第八十六条第一項」と、一般社団・財團法人法第一百十条「監事（監事が二人以上ある場合にあっては、その過半数）」とあるのは、「私立学校法第八十六条第一項」と、一般社団・財團法人法第一百十条「監事（監事が二人以上ある場合にあっては、その過半数）」と読み替えるものとする。

第五款 役員、評議員又は会計監査人の損害賠償責任等

（役員、評議員又は会計監査人の学校法人に対する損害賠償責任）

第八十八条 役員、評議員又は会計監査人は、その任務を怠つたときは、学校法人に対する生じた損害を賠償する責任を負う。これは、理事が第四十条において準用する一般社団・財團法人法第八十四条第一項の規定に違反して同項第一号の取引をしたときは、当該取引によって理事又は第三者が得た利益の額は、前項の損害の額と推定する。

3 人法第八十四条第一項第二号又は第三号の取引によつて学校法人に損害が生じたときは、次に掲げる理事は、その任務を怠つたものと推定する。

一 第四十条において準用する一般社団・財團法人法第八十四条第一項第二号又は第三号の取引によつて学校法人に損害が生じたときは、次に掲げる理事は、その任務を怠つたものと推定する。

二 第四十条において準用する一般社団・財團法人法第八十四条第一項第二号又は第三号の取引によつて学校法人に損害が生じたときは、次に掲げる理事は、その任務を怠つたものと推定する。

三 当該取引に関する理事会の承認の決議に賛成した理事

（役員、評議員又は会計監査人の第三者に対する損害賠償責任）

第八十九条 役員、評議員又は会計監査人がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員、評議員又は会計監査人は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

（一般社団・財團法人法の規定の準用）

第九十条 役員、評議員又は会計監査人が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員、評議員又は会計監査人も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの方は、連帯債務者とする。

（学校法人に対する損害賠償責任の免除）

第九十一条 第八十八条第一項の責任は、評議員の任務を怠つたときは、学校法人に対する生じた損害を賠償する責任を負う。これは、会の決議がなければ、免除することができない。

第九十二条 前条の規定にかかわらず、役員又は会計監査人の第八十八条第一項の責任は、当該役員又は会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、前号の取引による損害賠償責任の免除は、役員又は会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額（第十九十四条第一項において「最低責任限度額」という。）を控除して得た額を限度として、評議員会の決議によつて免除することができる。

一 賠償の責任を負う額

二 当該役員又は会計監査人がその在職中に学校法人から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一期間当たりの額に相当する額として文部科学省令で定める方法により算定される額に、次のイからハまでに掲げる役員又は会計監査人の区分に応じ、当該イからハまでに定める数を乗じて得た額の四分の一（イに掲げる理事を除く。）

（1）代表業務執行理事及び業務執行理事

（2）当該学校法人の業務を執行した理事

（3）当該学校法人の職員である理事

ハ 理事（イ及びロに掲げるものを除く。）、監査人は会計監査人

（一般社団・財團法人法の規定の準用）

第九十三条 第九十二条の規定にかかわらず、学校法人は、役員又は会計監査人の第八十八条第一項の責任について、当該役員又は会計監査人が当該決議後によつて免職退職慰労金その他の文部科学省令で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の決議による承認を受けなければならない。

（理事会による免除に関する寄附行為の定め）

第九十四条 第九十二条の規定にかかわらず、学校法人は、役員又は会計監査人の第八十八条第一項の責任について、当該役員又は会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、前条第一項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によつて免除することができる旨を寄附行為をもつて定めることができる。

2 理事は、寄附行為を変更して前項の規定による寄附行為の定め（理事の責任を免除することができる旨の定めに限る。）を設ける議案及び同項の規定による寄附行為の定めに基づく責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を理事会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による寄附行為の定めに基づいて役員又は会計監査人の責任を免除する旨の理事会の決議を行つたときは、理事は、遅滞なく、前条第二項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には一定の期間内に当該異議を述べるべき旨を評議員に通知しなければならない。ただし、当該期間は、一月を下ることができない。

4 評議員の総数の十分の一（これを下回る割合を寄附行為をもつて定めた場合にあつては、その割合）以上の評議員が前項の期間内に同項の

異議を述べたときは、学校法人は、第一項の規定による寄附行為の定めに基づく責任の免除をしてはならない。前条第四項の規定は、第一項の規定による寄附行為の定めに基づき責任を免除した場合について準用する。

(責任限定契約)

第九十四条 第九十一条の規定にかかわらず、学校法人は、理事（業務執行理事等及び当該学校法人の職員である理事を除く。以下この条において「非業務執行理事」という。）、監事又は会計監査人の第八十八条第一項の責任について、

当該非業務執行理事、監事又は会計監査人が業務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、寄附行為をもつて定めた額の範囲内であらかじめ学校法人が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事、監事又は会計監査人と締結することができる旨を寄附行為をもつて定めることができるものであることをもつて免れることがができる。

前項の契約を締結した非業務執行理事、監事又は会計監査人が当該学校法人の業務執行理事等又は職員に就任したときは、当該契約は、将来に向かつてその効力を失う。

3 前項の契約を変更して第一項の規定による寄附行為の定め（非業務執行理事と契約を締結することができる旨の定めに限る。）を設ける議案を理事会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

4 第一項の契約を締結した学校法人が、当該契約の相手方である非業務執行理事、監事又は会計監査人が任務を怠つたことにより損害を受けたことを知つたときは、その後最初に招集される評議員会において次に掲げる事項を開示しなければならない。

一 第九十二条第二項第一号及び第二号に掲げる事項
二 当該契約の内容及び当該契約を締結した理由
三 第八十八条第一項の損害のうち、当該非業務執行理事、監事又は会計監査人が賠償する責任を負わないとしたことにより前項に規定する限度を超える部分について損害を賠償する責任を負わないとされた場合について準用する。

5 第九十二条第四項の規定は、非業務執行理事を負わないとしたことにより前項に規定する損害のうち、当該非業務執行理事、監事又は会計監査人が賠償する責任を負わないとされた場合について準用する。

（理事が自己的のためにした取引に関する特則）

第九十五条 第四十条において準用する一般社団・財團法人法第八十四条第一項第二号の取引

（自己的のためにした取引に限る。）をした理事の第八十八条第一項の責任は、任務を怠つたことが当該理事の責めに帰することができない事由によるものであることをもつて免れることができない。

(補償契約)

第九十六条 学校法人が、役員又は会計監査人に對して次に掲げる費用等の全部又は一部を当該学校法人が補償することを約する契約（以下この条において「補償契約」という。）の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならぬ。

一 当該役員又は会計監査人が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われる、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用

二 当該役員又は会計監査人が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失

イ 当該損害を当該役員又は会計監査人が賠償することにより生ずる損失
ロ 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員又は会計監査人が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失

三 学校法人は、補償契約を締結している場合であつても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。

一 前項第一号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分

二 当該学校法人が前項第二号の損害を賠償するにあつては、当該役員又は会計監査人が当該学校法人に対して第八十八条第一項の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部

三 役員又は会計監査人がその職務を行つにつき悪意又は重大な過失があつたことにより前項第二号の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部

4 第一項の規定は、第一項の決議によつてその内容が定められた前項の賠償責任保険契約の締結については、適用しない。

第五十条 学校法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。（会計年度）

第九十七条 学校法人は、毎会計年度、予算及び事業計画を作成しなければならない。

（予算及び事業計画）

第九十八条 学校法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

（会計年度）

第九十九条 学校法人は、文部科学省令で定める事業計画を作成しなければならない。

（事業計画）

第一百条 学校法人は、役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価とし

又は当該学校法人に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを知つたときは、当該役員又は会計監査人に対し、補償した金額に相当する金額を返還することを請求することができない。

4 補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての重要な事實を理事会に報告しなければならない。

5 第四十条において準用する一般社団・財團法人法第八十四条第一項及び第九十二条第二項の規定並びに第八十八条第三項及び前条第一項の規定は、学校法人と理事との間の補償契約については、適用しない。

6 民法（明治二十九年法律第八十九号）第百八条の規定は、第一項の決議によつてその内容が定められた前項の補償契約の締結については、適用しない。

7 第四十条において準用する一般社団・財團法人法第八十四条第一項及び第九十二条第二項の規定並びに第八十八条第三項及び前条第一項の規定は、学校法人と理事との間の補償契約については、適用しない。

8 第一百一条 学校法人は、文部科学省令で定める基準に従い、会計処理を行わなければならない。

（会計帳簿）

第九十条 学校法人は、文部科学省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

（会計帳簿）

第一百二条 学校法人は、文部科学省令で定めるところにより、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。

（計算書類等の作成及び保存）

第一百三条 学校法人は、文部科学省令で定めるところにより、各会計年度に係る計算書類等（計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。）及び事業報告書並びにこれらの附属明細書をいう。以下同じ。）を作成しなければならない。

（計算書類等の作成及び保存）

第一百四条 学校法人は、文部科学省令で定めるところにより、その会計年度終了後三月以内に、文部科学省令で定めるところにより、各会計年度に係る計算書類等（計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。）及び事業報告書並びにこれらの附属明細書をいう。以下同じ。）を作成しなければならない。

（計算書類等の監査等）

第一百五条 学校法人は、文部科学省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならぬ。

（計算書類等の監査等）

第一百六条 学校法人は、文部科学省令で定めるところにより、監事及び会計監査人の監査を受けなければならない。

（計算書類等の監査等）

第一百七条 学校法人は、文部科学省令で定めるところにより、監事及び会計監査人の監査を受けなければならない。

（計算書類等の監査等）

て受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下の条において同じ。）について、文部科学省令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該学校法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないよう支給の基準を定めなければならない。

2 学校法人は、前項の規定により定められた報酬等の支給の基準に従つて、その役員及び評議員に対する報酬等を支給しなければならない。

（会計の原則）

第一百四節 会計並びに計算書類等及び財産目録等

（会計の原則）

第一百一条 学校法人は、文部科学省令で定める基準に従い、会計処理を行わなければならない。

（会計帳簿）

第一百二条 学校法人は、文部科学省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

（会計帳簿）

第一百三条 学校法人は、文部科学省令で定めるところにより、その会計年度終了後三月以内に、文部科学省令で定めるところにより、各会計年度に係る計算書類等（計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。）及び事業報告書並びにこれらの附属明細書をいう。以下同じ。）を作成しなければならない。

（計算書類等の作成及び保存）

第一百四条 学校法人は、文部科学省令で定めるところにより、各会計年度終了後三月以内に、文部科学省令で定めるところにより、各会計年度に係る計算書類等（計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。）及び事業報告書並びにこれらの附属明細書をいう。以下同じ。）を作成しなければならない。

（計算書類等の監査等）

第一百五条 学校法人は、文部科学省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならぬ。

（計算書類等の監査等）

第一百六条 学校法人は、文部科学省令で定めるところにより、監事及び会計監査人の監査を受けなければならない。

（計算書類等の監査等）

第一百七条 学校法人は、文部科学省令で定めるところにより、監事及び会計監査人の監査を受けなければならない。

（計算書類等の監査等）

第一百八条 学校法人は、文部科学省令で定めるところにより、監事及び会計監査人の監査を受けなければならない。

- 明を十分に参酌して第一項に規定する意見を述べなければならない。

8 第四項の規定により私立学校審議会等が弁明の機会を付与する場合には、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

9 第一項の規定による措置命令については、審査請求をすることができない。

10 学校法人が第一項の規定による措置命令に從わないときは、所轄庁は、当該学校法人に對し、役員又は評議員の解任を勧告することができる。

11 所轄庁は、前項の規定による勧告をするときは、あらかじめ、当該学校法人又は解任しようとする役員若しくは評議員に対して弁明の機会を付与するとともに、私立学校審議会等の意見を聽かなければならぬ。

12 行政手続法第三章第三節の規定及び第三項から第七項までの規定は、前項の規定による弁明について準用する。この場合において、第七項中「第二項」とあるのは、「第十一項」と読み替えるものとする。

(収益事業の停止)

第一百三十四条 所轄庁は、第十九条第一項の規定により収益を目的とする事業を行う学校法人につき、次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、当該学校法人に對して、その事業の停止を命ずることができる。

一 当該学校法人が寄附行為で定められた事業以外の事業を行うこと。

二 当該学校法人が当該事業から生じた収益をその設置する私立学校の経営の目的以外の目的に使用すること。

三 当該事業の継続が当該学校法人の設置する私立学校の教育に支障があること。

所轄庁は、前項の規定による停止命令をするときは、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聽かなければならない。

3 前条第三項から第九項までの規定は、第一項の規定による停止命令をする場合について準用する。この場合において、同条第七項中「第二項」とあるのは、「次条第二項」と読み替えるものとする。

監督の目的を達することができない場合に限り、当該学校法人に対しても解散を命ずることができる。

2 所轄庁は、前項の規定による解散命令をするときは、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。

3 所轄庁は、第一項の規定による解散命令をしようとする場合には、行政手続法第十五条第一項の規定による通知において、所轄庁による聽聞に代えて私立学校審議会等による意見の聴取を求めることができる旨並びに当該意見の聴取の期日及び場所並びに当該意見の聴取に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地を通知しなければならない。この場合において、所轄庁は、次に掲げる事項を教示しなければならない。

一 当該意見の聴取の期日に私立学校審議会等に出席して意見を述べ、及び証拠書類若しくは証拠物を提出し、又は当該意見の聴取の期日ににおける私立学校審議会等への出席に代えて陳述書及び証拠書類若しくは証拠物を提出することができる。

二 当該意見の聴取が終結する時までの間、所轄庁に對し、第一項の規定による解散命令の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。

4 私立学校審議会等は、当該学校法人が私立学校審議会等による意見の聴取を求めたときは、所轄庁に代わつて意見の聴取を行わなければならない。

5 行政手続法第三章第二節（第十五条、第十九条、第二十六条第三及び第二十八条を除く。）の規定は、前項の規定により私立学校審議会等が行う意見の聴取について準用する。この場合において、同法第十六条第四項（同法第十七条第三項において準用する場合を含む。）中「行政庁」とあるのは「私立学校審議会等（私立学校法第十九条第二項の私立学校審議会等をいう。以下同じ。）」と、同法第十七条第一項中「第十九条の規定により聴聞を主宰する者（以下「主宰者」という。）」とあり、同法第二十条第一項から第五項まで、第二十一条、第二十二条第一項、第二十三条、第二十四条第一項及び第三項並びに第二十五条中「主宰者」とあり、並びに同法第二十条第六項並びに同法第二十二条第三項（同法第二十五条において準用する場合を含む。）において準用する同法第十五条第三項及

- び第四項中「行政庁」とあるのは「私立学校審議会等」と、同法第二十五条中「命ずることができる」とあるのは「求めることができる」と読み替えるものとする。

6 私立学校審議会等は、第四項の規定により所轄庁に代わって意見の聴取をしたときは、当該学校法人の意見を十分に参考して第二項に規定する意見を述べなければならない。

7 第四項の規定により私立学校審議会等が意見の聴取を行う場合には、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

8 第一項の規定による解散命令については、審査請求をすることができない。
(報告及び検査)

第一百三十六条 所轄庁は、この法律の施行に必要な限度において、学校法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関する報告をさせ、又はその職員に、学校法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(情報の公表)

第一百三十七条 学校法人は、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の方法により公表するよう努めなければならない。

一 寄附行為の内容

二 計算書類等、監査報告（会計監査人設置学校法人にあつては、会計監査報告を含む。）及び財産目録等のうち文部科学省令で定めるものの内容

第九節 訴訟等

第一款 学校法人の組織に関する訴え
（学校法人の組織に関する訴え）

第一百三十八条 次の各号に掲げる行為の無効は、当該各号に定める期間に、訴えをもつてのみ主張することができる。

一 学校法人の設立 学校法人の成立の日から二年以内

二 学校法人の吸収合併 吸収合併の効力が生じた日から六ヶ月以内

三 学校法人の新設合併 新設合併の効力が生じた日から六月以内

2 次の各号に掲げる行為の無効の訴えは、当該各号に定める者に限り、提起することができる。

一 前項第一号に掲げる行為 設立する学校法人の役員、評議員又は清算人

二 前項第二号に掲げる行為 当該行為の効力が生じた日において吸收合併をする学校法人の役員、評議員若しくは清算人であつた者又は合併後存続する学校法人の役員、評議員若しくは清算人、破産管財人若しくは債権者（吸收合併について承認をしなかつたものに限る。）

三 前項第三号に掲げる行為 当該行為の効力が生じた日において新設合併をする学校法人の役員、評議員若しくは清算人であつた者又は合併によって設立する学校法人の役員、評議員若しくは清算人、破産管財人若しくは債権者（新設合併について承認をしなかつたものに限る。）

（一般社団・財団法人法の規定の準用）

第一百三十九条 一般社団・財団法人法第二百六十九条（第一号から第三号までに係る部分に限る。）、第二百七十条、第二百七十二条（第二項を除く。）、第二百七十二条から第二百七十五条まで及び第二百七十七条の規定は、前条第一項各号に掲げる行為の無効の訴えについて準用する。この場合において、一般社団・財団法人法第二百七十二条第一項中「社員」とあるのは、「債権者」と読み替えるものとする。

第二款 責任追及の訴え

（責任追及の訴え）

第一百四十条 評議員会は、学校法人に対し、書面その他の文部科学省令で定める方法により、役員、会計監査人又は清算人の責任を追及する訴え（以下この款において「責任追及の訴え」という。）の提起を求める。前項の規定により責任追及の訴えの提起を求める旨の評議員会の決議があつた日から六十日以内に責任追及の訴えを提起しない場合は、理事の責任を追及する訴えの場合につては、監事）は、遅滞なく、責任追及の訴えを提起しない理由を評議員会に報告しなければならない。

3 前項に規定する場合において、第一項の役員、会計監査人又は清算人から請求を受けたと

は「学校法人となる」と読み替えるものとする。

11 学校法人が第七項の規定により第五項の法人となつた場合において、当該法人が第六項において準用する第一百四十三条に規定する大臣所轄

学校法人等であるときは、当該法人は、組織変更の登記を行つた後、遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、寄附行為の内容を公表しなければならない。第五項の法人が第七項の規定により学校法人となつた場合において、当該学校法人が第一百四十三条に規定する大臣所轄

学校法人等であるときも、同様とする。

(類似名称の使用禁止)

第一百五十三条 学校法人でない者は、その名称中

に、学校法人という文字を用いてはならない。

ただし、前条第五項の法人は、この限りでない。

(実施規定)

第一百五十四条 この法律に規定するものを除くほか、この法律の施行に關し必要な事項で、都道府県知事が処理しなければならないものは政令で、その他のものは文部科学省令で定める。

(事務の区分)

第一百五十五条 第十九条第二項、第二十三条规定の事務を代行する者

第一項の規定による登記

二 民事保全法 (平成元年法律第九十一号) 第五十六条に規定する仮処分命令により選任された役員の職務を代行する者

三 第三十四条第二項又は第五十条第二項(これら

の規定を第一百五十二条第六項において準用する場合を含む。)の規定により選任された者

二 民事保全法 (平成元年法律第九十一号) 第五十六条に規定する仮処分命令により選任された者

三 第三十四条第二項又は第五十条第二項(これら

の規定を第一百五十二条第六項において準用する場合を含む。)の規定により選任された者

断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第六章 罰則

(役員等の特別責任罪)

第一百五十七条 学校法人又は第一百五十二条第五項の法人に係る次に掲げる者が、自己若しくは第三者的利益を図り又は当該学校法人若しくは同項の法人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該学校法人又は同項の法人に財産上の損害を加えたときは、七年以下の拘禁刑若しくは五百万元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(学校法人等の財産の処分に関する罪)

第一百五十八条 第百五十七条、第百五十八条第一項及び前条の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

(国外犯)

第一百五十九条 学校法人又は第一百五十二条第五項の法人に係る次に掲げる者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は当該学校法人又は第一百五十二条第五項の法人の目的の範囲外において、投機取引のために当該学校法人又は同項の法人の財産を処分したときは、三年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(学校法人等の財産の処分に関する罪)

第一百六十条 第百五十七条、第百五十八条第一項及び前条の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

(国外犯)

第一百六十二条 第百五十八条第二項の罪は、刑法(明治四十一年法律第四十五号)第二条の例に従う。

(法人における罰則の適用)

第一百六十三条 第百五十八条第一項第三号に掲げられた者が法人であるときは、同項の規定は、その行為をした会計監査人又は一時会計監査人の職務を行うべき者の職務を行うべき社員に対しても適用する。

(偽りその他不正の手段により認可を受けた罪)

第一百六十四条 第百五十二条第三項若しくは第四項、第四十一条第三項の規定によりみなしして適用する場合を含む。)又は第一百七条第三項若しくは第四項、第四十一条第三項の規定によりみなしして適用する場合を含む。)又は第一百五十二条第六項、第六十条(第四十一条第三項若しくは第二項(これらの規定を第一百四十二条第三項の規定によりみなしして適用する場合を含む。)に違反して、書類又は電磁的記録を備え置かなければならぬ。)及び第六十二条第六項(第六十条(第四十一条第三項若しくは第二項(これらの規定を第一百四十二条第三項の規定によりみなしして適用する場合を含む。)に違反して、書類又は電磁的記録を備え置かなければならぬ。)に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せざり、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。)

第一百六十五条 第百五十二条第六項(第六十条(第四十一条第三項若しくは第二項(これらの規定を第一百四十二条第三項の規定によりみなしして適用する場合を含む。)に違反して、書類又は電磁的記録を備え置かなければならぬ。)に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せざり、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。)

第一百六十六条 第百五十二条第六項(第六十条(第四十一条第三項若しくは第二項(これらの規定を第一百四十二条第三項の規定によりみなしして適用する場合を含む。)に違反して、書類又は電磁的記録を備え置かなければならぬ。)に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せざり、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。)

第一百六十七条 第百五十二条第六項(第六十条(第四十一条第三項若しくは第二項(これらの規定を第一百四十二条第三項の規定によりみなしして適用する場合を含む。)に違反して、書類又は電磁的記録を備え置かなければならぬ。)に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せざり、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。)

第一百六十八条 第百五十二条第六項(第六十条(第四十一条第三項若しくは第二項(これらの規定を第一百四十二条第三項の規定によりみなしして適用する場合を含む。)に違反して、書類又は電磁的記録を備え置かなければならぬ。)に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せざり、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。)

第一百六十九条 第百五十二条第六項(第六十条(第四十一条第三項若しくは第二項(これらの規定を第一百四十二条第三項の規定によりみなしして適用する場合を含む。)に違反して、書類又は電磁的記録を備え置かなければならぬ。)に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せざり、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。)

第一百七十条 第百五十二条第六項(第六十条(第四十一条第三項若しくは第二項(これらの規定を第一百四十二条第三項の規定によりみなしして適用する場合を含む。)に違反して、書類又は電磁的記録を備え置かなければならぬ。)に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せざり、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。)

第一百七一条 第百五十二条第六項(第六十条(第四十一条第三項若しくは第二項(これらの規定を第一百四十二条第三項の規定によりみなしして適用する場合を含む。)に違反して、書類又は電磁的記録を備え置かなければならぬ。)に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せざり、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。)

第一百七十二条 第百五十二条第六項(第六十条(第四十一条第三項若しくは第二項(これらの規定を第一百四十二条第三項の規定によりみなしして適用する場合を含む。)に違反して、書類又は電磁的記録を備え置かなければならぬ。)に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せざり、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。)

第一百七十三条 第百五十二条第六項(第六十条(第四十一条第三項若しくは第二項(これらの規定を第一百四十二条第三項の規定によりみなしして適用する場合を含む。)に違反して、書類又は電磁的記録を備え置かなければならぬ。)に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せざり、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。)

第一百七十四条 第百五十二条第六項(第六十条(第四十一条第三項若しくは第二項(これらの規定を第一百四十二条第三項の規定によりみなしして適用する場合を含む。)に違反して、書類又は電磁的記録を備え置かなければならぬ。)に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せざり、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。)

第一百七十五条 第百五十二条第六項(第六十条(第四十一条第三項若しくは第二項(これらの規定を第一百四十二条第三項の規定によりみなしして適用する場合を含む。)に違反して、書類又は電磁的記録を備え置かなければならぬ。)に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せざり、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。)

第一百七十六条 第百五十二条第六項(第六十条(第四十一条第三項若しくは第二項(これらの規定を第一百四十二条第三項の規定によりみなしして適用する場合を含む。)に違反して、書類又は電磁的記録を備え置かなければならぬ。)に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せざり、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。)

第一百七十七条 第百五十二条第六項(第六十条(第四十一条第三項若しくは第二項(これらの規定を第一百四十二条第三項の規定によりみなしして適用する場合を含む。)に違反して、書類又は電磁的記録を備え置かなければならぬ。)に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せざり、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。)

第一百七十八条 第百五十二条第六項(第六十条(第四十一条第三項若しくは第二項(これらの規定を第一百四十二条第三項の規定によりみなしして適用する場合を含む。)に違反して、書類又は電磁的記録を備え置かなければならぬ。)に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せざり、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。)

第一百七十九条 第百五十二条第六項(第六十条(第四十一条第三項若しくは第二項(これらの規定を第一百四十二条第三項の規定によりみなしして適用する場合を含む。)に違反して、書類又は電磁的記録を備え置かなければならぬ。)に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せざり、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。)

第一百八十条 第百五十二条第六項(第六十条(第四十一条第三項若しくは第二項(これらの規定を第一百四十二条第三項の規定によりみなしして適用する場合を含む。)に違反して、書類又は電磁的記録を備え置かなければならぬ。)に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せざり、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。)

第一百八十二条 第百五十二条第六項(第六十条(第四十一条第三項若しくは第二項(これらの規定を第一百四十二条第三項の規定によりみなしして適用する場合を含む。)に違反して、書類又は電磁的記録を備え置かなければならぬ。)に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せざり、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。)

第一百八十三条 第百五十二条第六項(第六十条(第四十一条第三項若しくは第二項(これらの規定を第一百四十二条第三項の規定によりみなしして適用する場合を含む。)に違反して、書類又は電磁的記録を備え置かなければならぬ。)に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せざり、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。)

第一百八十四条 第百五十二条第六項(第六十条(第四十一条第三項若しくは第二項(これらの規定を第一百四十二条第三項の規定によりみなしして適用する場合を含む。)に違反して、書類又は電磁的記録を備え置かなければならぬ。)に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せざり、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。)

第一百八十五条 第百五十二条第六項(第六十条(第四十一条第三項若しくは第二項(これらの規定を第一百四十二条第三項の規定によりみなしして適用する場合を含む。)に違反して、書類又は電磁的記録を備え置かなければならぬ。)に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せざり、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。)

を第百五十二条第六項において準用する場合を含む。)の規定により役員、評議員若しくは会計監査人の職務を一時行うべき者として選任された者は、二十万円以下の過料に処する。

二 理事会の議事録、評議員会の議事録、会計帳簿若しくはこれに関する資料、計算書類等、監査報告、会計監査報告又は財産目録等に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せざり、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

三 第二十七条第一項若しくは第二項、第四十一条第五項、第七十八条第二項、第一百六条第十四条第三項の規定によりみなしして適用する場合を含む。)又は第一百七条第三項若しくは第四項の規定(これらの規定を第一百五十二条第六項において準用する場合を含む。)に違反して、書類又は電磁的記録を備え置かなければならぬ。)及び第六項(これらの規定を第一百四十二条第三項の規定によりみなしして適用する場合を含む。)に違反して、書類又は電磁的記録を備え置かなければならぬ。)又は第一百五十二条第六項若しくは第四項、第四十一条第三項若しくは第二項(これらの規定を第一百四十二条第三項の規定によりみなしして適用する場合を含む。)に違反して、書類又は電磁的記録を備え置かなければならぬ。)及び第六項(第六十条(第四十一条第三項若しくは第二項(これらの規定を第一百四十二条第三項の規定によりみなしして適用する場合を含む。)に違反して、書類又は電磁的記録を備え置かなければならぬ。)に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せざり、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

四 第二十七条第三項若しくは第四項、第四十一条第五項、第七十八条第二項、第一百六条第十四条第三項の規定によりみなしして適用する場合を含む。)又は第一百五十二条第六項若しくは第四項、第四十一条第三項若しくは第二項(これらの規定を第一百四十二条第三項の規定によりみなしして適用する場合を含む。)に違反して、書類又は電磁的記録を備え置かなければならぬ。)及び第六項(第六十条(第四十一条第三項若しくは第二項(これらの規定を第一百四十二条第三項の規定によりみなしして適用する場合を含む。)に違反して、書類又は電磁的記録を備え置かなければならぬ。)に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せざり、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

五 第四十九条第二項(第百五十二条第六項において準用する場合を含む。)の規定による

おいて準用する場合を含む。)の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を評議員会の会議の目的とせず、又はその請求に係る議案を評議員会に提出しなかつたとき。

六 第五十三条第一項若しくは第二項又は第八十四条第二項、第五十条第二項、第六十五条第一項(第六十条(第四十一条第三項若しくは第二項(これらの規定を第一百四十二条第三項の規定によりみなしして適用する場合を含む。)に違反して、書類又は電磁的記録を記録された事項を電磁的方

第六項において準用する場合を含む。)の規定による調査を妨げたとき。

七 第七十七条第二項(第一百四十七條の規定により読み替えて適用する場合を含む。)(これららの規定を第一百五十二条第六項において準用する場合を含む。)の規定による請求がある場合において、その請求に係る事項を評議員会の会議の目的としなかつたとき。

八 第百八条第五項(第一百五十二条第六項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

九 第百十条第二項又は第一百九条第一項(これらの規定を第一百五十二条第六項において準用する場合を含む。)の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。

十 第百十七条第一項又は第一百十九条第一項(これらの規定を第一百五十二条第六項において準用する場合を含む。)の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

十一 第百二十七条又は第一百二十八条第二項(これらの規定を第一百五十二条第六項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

十二 第百三十四条第一項(第一百五十二条第六項において準用する場合を含む。)の規定に若しくは虚偽の報告をせず、又は第一百三十六条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第三条 第百六十四条 第百五十三条の規定に違反した者は、當該学校を設置することができる。附 則
1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。
2 この法律施行の際現に民法による財團法人で私立学校(学校教育法附則第三条の規定により存続する私立学校を含む。)を設置しているもの及び学校教育法附則第三条の規定により存続する私立学校で民法による財團法人であるもの(以下「財團法人」と総称する。)は、この法律施行の日から一年以内にその組織を変更して学校法人となることとができる。前項の規定により財團法人がその組織を変更して学校法人となるには、その財團法人の寄附

行為の定めるところにより、組織変更のため必要な寄附行為の変更をし、所轄庁の認可を受けなければならない。この場合においては、財團法人的寄附行為に寄附行為の変更に関する規定がないときでも、所轄庁の承認を得て理事の定める手続により、寄附行為の変更をすることができるものとする。

九 前項の組織変更は、学校法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによつて効力を生ずる。

十 前項の規定による登記に關し必要な事項は、政令で定める。

十一 この法律施行の際現に存する民法による財団法人で各種学校のみを設置しているものは、第二項の期間内にその組織を変更して第一百五十二条第五項の法人となることができる。

十二 第四条及び第八条第二項の規定中私立学校、私立高等学校及び私立大学のうちには、それぞれ学校教育法附則第三条の規定により存続する私立学校、私立中等学校並びに私立の大学(大学予科を含む。)、高等学校及び専門学校を含むものとする。

十三 第百三十六条第一項(第一百五十二条第六項において準用する場合を含む。)以下この号において同じ。)の規定による報告をせず、又は第一百三十六条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

十四 第百三十四条第一項(第一百五十二条第六項において準用する場合を含む。)の規定に若しくは虚偽の報告をせず、又は第一百三十六条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

十五 第百三十五条第一項(第一百五十二条第六項において準用する場合を含む。)の規定に若しくは虚偽の報告をせず、又は第一百三十六条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

十六 第百三十六条第一項(第一百五十二条第六項において準用する場合を含む。)の規定に若しくは虚偽の報告をせず、又は第一百三十六条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

十七 第百三十七条第一項(第一百五十二条第六項において準用する場合を含む。)の規定に若しくは虚偽の報告をせず、又は第一百三十六条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

十八 第百三十八条第一項(第一百五十二条第六項において準用する場合を含む。)の規定に若しくは虚偽の報告をせず、又は第一百三十六条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

十九 第百三十九条第一項(第一百五十二条第六項において準用する場合を含む。)の規定に若しくは虚偽の報告をせず、又は第一百三十六条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二十 第百四十一条 第百五十三条の規定に違反した者は、當該学校を設置することができる。

二十一 第百四十二条 第百五十三条の規定に違反した者は、當該学校を設置することができる。

(以下この項において「みなし幼保連携型認定こども園」という。)を設置する者(学校法人及び社会福祉法人(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。以下この項において同じ。))を除く。)によって設置されたみなし幼保連携型認定こども園及び認定こども園法一部改正法附則第四条第一項の規定により設置された幼保連携型認定こども園をいう。以下の項及び次項において同じ。)及び社会福祉法人によつて設置された幼保連携型認定こども園を含むものとし、第七条第一項の規定中私立学校には、当分の間、学校法人立以外の私立の学校を含むものとし、第一百三十二条の規定中学校法人には、当分の間、学校法人立以外の私立の学校を設置する者並びに学校法人立等以外の幼保連携型認定こども園を設置する者及び幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人を含むものとする。

二十二 第二項の規定により財團法人がその組織を変更して学校法人立以外の私立の学校を設置する者が学校法人を設立する場合における該学校法人についての第十八条第三項の規定の適用については、その設立の日から三年を経過するまでの間は、同項中「五人」とあるのは「三人」と、「六人」とあるのは「四人」とする。

二十三 第二項の規定により財團法人がその組織を変更して学校法人立以外の私立の学校を設置する者が学校法人を設立する場合における該学校法人についての第十八条第三項の規定の適用については、その設立の日から三年を経過するまでの間は、同項中「五人」とあるのは「三人」と、「六人」とあるのは「四人」とする。

二十四 第二項の規定により存続する私立学校であつたときは学校法人立等以外の幼保連携型認定こども園を設置する者が学校法人を設立する場合における該学校法人についての第十八条第三項の規定の適用については、その設立の日から三年を経過するまでの間は、同項中「五人」とあるのは「三人」と、「六人」とあるのは「四人」とする。

二十五 第二項の規定により存続する私立学校であつたときは学校法人立等以外の幼保連携型認定こども園を設置する者が学校法人を設立する場合における該学校法人についての第十八条第三項の規定の適用については、その設立の日から三年を経過するまでの間は、同項中「五人」とあるのは「三人」と、「六人」とあるのは「四人」とする。

二十六 第二項の規定により存続する私立学校であつたときは学校法人立等以外の幼保連携型認定こども園を設置する者が学校法人を設立する場合における該学校法人についての第十八条第三項の規定の適用については、その設立の日から三年を経過するまでの間は、同項中「五人」とあるのは「三人」と、「六人」とあるのは「四人」とする。

二十七 第二項の規定により存続する私立学校であつたときは学校法人立等以外の幼保連携型認定こども園を設置する者が学校法人を設立する場合における該学校法人についての第十八条第三項の規定の適用については、その設立の日から三年を経過するまでの間は、同項中「五人」とあるのは「三人」と、「六人」とあるのは「四人」とする。

二十八 第二項の規定により存続する私立学校であつたときは学校法人立等以外の幼保連携型認定こども園を設置する者が学校法人を設立する場合における該学校法人についての第十八条第三項の規定の適用については、その設立の日から三年を経過するまでの間は、同項中「五人」とあるのは「三人」と、「六人」とあるのは「四人」とする。

二十九 第二項の規定により存続する私立学校であつたときは学校法人立等以外の幼保連携型認定こども園を設置する者が学校法人を設立する場合における該学校法人についての第十八条第三項の規定の適用については、その設立の日から三年を経過するまでの間は、同項中「五人」とあるのは「三人」と、「六人」とあるのは「四人」とする。

三十 第二項の規定により存続する私立学校であつたときは学校法人立等以外の幼保連携型認定こども園を設置する者が学校法人を設立する場合における該学校法人についての第十八条第三項の規定の適用については、その設立の日から三年を経過するまでの間は、同項中「五人」とあるのは「三人」と、「六人」とあるのは「四人」とする。

三十一 第二項の規定により存続する私立学校であつたときは学校法人立等以外の幼保連携型認定こども園を設置する者が学校法人を設立する場合における該学校法人についての第十八条第三項の規定の適用については、その設立の日から三年を経過するまでの間は、同項中「五人」とあるのは「三人」と、「六人」とあるのは「四人」とする。

三十二 第二項の規定により存続する私立学校であつたときは学校法人立等以外の幼保連携型認定こども園を設置する者が学校法人を設立する場合における該学校法人についての第十八条第三項の規定の適用については、その設立の日から三年を経過するまでの間は、同項中「五人」とあるのは「三人」と、「六人」とあるのは「四人」とする。

附 則 (昭和三六年六月一七日法律第一四五号)
この法律は、学校教育法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百四十四号)の施行の日から施行する。

附 則 (昭和三六年一〇月三一日法律第一六六号)抄
(施行期日)
この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

附 則 (昭和三七年九月一五日法律第一六一号)抄
(施行期日)
この法律は、昭和三十七年九月一五日から施行する。

附 則 (昭和三七年九月一五日法律第一六六号)抄
(施行期日)
この法律は、昭和三七年九月一五日から施行する。

附 則 (昭和三七年九月一五日法律第一六一号)抄
(施行期日)
この法律は、昭和三七年九月一五日から施行する。

附 則 (昭和三七年九月一五日法律第一六六号)抄
(施行期日)
この法律は、昭和三七年九月一五日から施行する。

附 則 (昭和三七年九月一五日法律第一六一号)抄
(施行期日)
この法律は、昭和三七年九月一五日から施行する。

附 則 (昭和三七年九月一五日法律第一六六号)抄
(施行期日)
この法律は、昭和三七年九月一五日から施行する。

附 則 (昭和三七年九月一五日法律第一六一号)抄
(施行期日)
この法律は、昭和三七年九月一五日から施行する。

附 則 (昭和三七年九月一五日法律第一六六号)抄
(施行期日)
この法律は、昭和三七年九月一五日から施行する。

附 則 (昭和三七年九月一五日法律第一六一号)抄
(施行期日)
この法律は、昭和三七年九月一五日から施行する。

附 則 (昭和三七年九月一五日法律第一六六号)抄
(施行期日)
この法律は、昭和三七年九月一五日から施行する。

附 則 (昭和三七年九月一五日法律第一六一号)抄
(施行期日)
この法律は、昭和三七年九月一五日から施行する。

附 則 (昭和三七年九月一五日法律第一六六号)抄
(施行期日)
この法律は、昭和三七年九月一五日から施行する。

(処分、申請等に関する経過措置)

第二百六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「处分等の行為」という。)又はこの法律の規定の際に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に對して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第二百六十二条 施行日前にされた国等の事務に係る处分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合に行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

前項の場合において、上級行政庁とみなされ

る行政庁が地方公共団体の機関であるときは、

当該機関が行政不服審査法の規定により処理す

ることとされる事務は、新地方自治法第二条第

九項第一号に規定する第一号法定受託事務とす

る。

(罰則に関する経過措置)

第二百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

る。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二百六十四条 この附則に規定するもののか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に

関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第二百五十九条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、では

きる限り新たに設けることのないようになるとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについ

ては、地方分権を推進する観点から検討を加

え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

(施行期日)

第二百六十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、

国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税

財源の充実確保の方途について、経済情勢の推

移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて

必要な措置を講ずるものとする。

(施行期日)

第二百六十二条 この法律は、平成十五年四月一日から施

行する。

(附則)(平成一四年二月八日法律第一〇五号)抄

(施行期日)

第二百六十三条 この法律は、平成一四年一月二十九日法律第一二八号)抄

(施行期日)

第二百六十四条 この法律は、平成一四年二月一一日から施行する。

(附則)(平成一四年二月八日法律第一一八号)抄

(施行期日)

第二百六十五条 この法律は、平成一四年二月一一日から施行する。

(附則)(平成一四年二月八日法律第一一八号)抄

(施行期日)

第二百六十六条 新法第四十六条の規定は、平成十六年四月一日以後に始まる会計年度に係る決算及び事業の実績について適用する。

(附則)(平成一六年六月二日法律第七六号)抄

(施行期日)

第二百六十七条 新法第四十七条第二項の規定は、平成十六年四月一日以後に始まる会計年度に係る同項に規定する財産目録等について適用する。

(附則)(平成一六年六月二日法律第七七号)抄

(施行期日)

第二百六十八条 新法第四十七条第一項の規定は、平成十六年四月一日以後に始まる会計年度に係る事業報告書について適用する。

(附則)(平成一六年六月二日法律第七七号)抄

(施行期日)

第二百六十九条 新法第三十九条第四項から第六項までの規定は、施行日以後に行われる役員の選任につ

いて適用する。

(附則)(平成一六年六月二日法律第七七号)抄

(施行期日)

第二百七十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措

置は、別に法律で定める。

(附則)(平成一六年六月二日法律第七七号)抄

(施行期日)

第二百七十一条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措

置は、別に法律で定める。

(附則)(平成一六年六月二日法律第七七号)抄

(施行期日)

第二百七十二条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措

置は、別に法律で定める。

(附則)(平成一六年六月二日法律第七七号)抄

(施行期日)

第二百七十三条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措

置は、別に法律で定める。

(附則)(平成一六年六月二日法律第七七号)抄

(施行期日)

第二百七十四条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措

置は、別に法律で定める。

(附則)(平成一六年六月二日法律第七七号)抄

(施行期日)

第二百七十五条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措

置は、別に法律で定める。

(附則)(平成一六年六月二日法律第七七号)抄

(施行期日)

第二百七十六条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措

置は、別に法律で定める。

(附則)(平成一六年六月二日法律第七七号)抄

(施行期日)

第二百七十七条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措

置は、別に法律で定める。

(附則)(平成一六年六月二日法律第七七号)抄

(施行期日)

第二百七十八条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措

置は、別に法律で定める。

(附則)(平成一六年六月二日法律第七七号)抄

(施行期日)

第二百七十九条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措

置は、別に法律で定める。

(附則)(平成一六年六月二日法律第七七号)抄

(施行期日)

第二百八十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措

置は、別に法律で定める。

(附則)(平成一六年六月二日法律第七七号)抄

(施行期日)

第二百八十二条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措

置は、別に法律で定める。

(附則)(平成一六年六月二日法律第七七号)抄

(施行期日)

第二百八十三条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措

置は、別に法律で定める。

(附則)(平成一六年六月二日法律第七七号)抄

(施行期日)

第二百八十四条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措

置は、別に法律で定める。

(附則)(平成一六年六月二日法律第七七号)抄

(施行期日)

第二百八十五条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措

置は、別に法律で定める。

(附則)(平成一六年六月二日法律第七七号)抄

(施行期日)

第二百八十六条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措

置は、別に法律で定める。

(附則)(平成一六年六月二日法律第七七号)抄

(施行期日)

第二百八十七条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措

置は、別に法律で定める。

(附則)(平成一六年六月二日法律第七七号)抄

(施行期日)

第二百八十八条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措

置は、別に法律で定める。

(附則)(平成一六年六月二日法律第七七号)抄

(施行期日)

第二百八十九条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措

置は、別に法律で定める。

(附則)(平成一六年六月二日法律第七七号)抄

(施行期日)

第二百九十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措

置は、別に法律で定める。

(附則)(平成一六年六月二日法律第七七号)抄

(施行期日)

第二百九十二条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措

置は、別に法律で定める。

(附則)(平成一六年六月二日法律第七七号)抄

(施行期日)

第二百九十三条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措

置は、別に法律で定める。

(附則)(平成一六年六月二日法律第七七号)抄

(施行期日)

第二百九十四条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措

置は、別に法律で定める。

(附則)(平成一六年六月二日法律第七七号)抄

(施行期日)

第二百九十五条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措

置は、別に法律で定める。

(附則)(平成一六年六月二日法律第七七号)抄

(施行期日)

第二百九十六条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措

置は、別に法律で定める。

(附則)(平成一六年六月二日法律第七七号)抄

(施行期日)

第二百九十七条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措

置は、別に法律で定める。

(附則)(平成一六年六月二日法律第七七号)抄

(施行期日)

第二百九十八条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措

置は、別に法律で定める。

(附則)(平成一六年六月二日法律第七七号)抄

(施行期日)

第二百九十九条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措

置は、別に法律で定める。

(附則)(平成一六年六月二日法律第七七号)抄

(施行期日)

第二百三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措

置は、別に法律で定める。

(附則)(平成一六年六月二日法律第七七号)抄

(施行期日)

第二百三十一条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措

置は、別に法律で定める。

(附則)(平成一六年六月二日法律第七七号)抄

(施行期日)

第二百三十二条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措

置は、別に法律で定める。

(附則)(平成一六年六月二日法律第七七号)抄

(施行期日)

第二百三十三条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措

置は、別に法律で定める。

(附則)(平成一六年六月二日法律第七七号)抄

(施行期日)

第二百三十四条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措

置は、別に法律で定める。

(附則)(平成一六年六月二日法律第七七号)抄

(施行期日)

第二百三十五条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措

置は、別に法律で定める。

(附則)(平成一六年六月二日法律第七七号)抄

(施行期日)

第二百三十六条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措

置は、別に法律で定める。

(附則)(平成一六年六月二日法律第七七号)抄

(施行期日)

第二百三十七条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措

置は、別に法律で定める。

(附則)(平成一六年六月二日法律第七七号)抄

(施行期日)

第二百三十八条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措

置は、別に法律で定める。

(附則)(平成一六年六月二日法律第七七号)抄

(施行期日)

第二百三十九条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措

置は、別に法律で定める。

(附則)(平成一六年六月二日法律第七七号)抄

(施行期日)

第二百四十条

(大臣所轄学校法人等の特例に関する経過措置)

第九条 この法律の施行の際現に存する学校法人で大臣所轄学校法人等に該当するもの(次項において「既存大臣所轄学校法人等」という。)については、施行日以後最初に招集される定期評議員会の終結の時までは、新私立学校法第百四十四条第一項(新私立学校法第百五十二条第六項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

既存大臣所轄学校法人等については、施行日以後最初に招集される定期評議員会の終結の時までは、新私立学校法第百四十五条(新私立学校法第百五十二条第六項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

第十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
2 施行日が刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)の施行の日(以下この項において「刑法施行日」という。)前である場合には、刑法施行日の前日までの間における新私立学校法第百五十七条第一項、第一百五十八条第一項及び第二項、第一百五十九条並びに第一百六十二条の規定の適用については、これらの規定中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対するこれらの規定の適用についても、同様とする。

(政令への委任)

第十一條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。(検討)

第十二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新私立学校法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和五年六月一六日法律第六三号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第四条、第十三条及び第二十条の規定、第二十一条中内航海運業法第六条第一項第一号

の改正規定、第二十三条、第二十九条、第三十一条、第三十二条、第三十六条及び第三十九条の規定、第四十一条中貨物自動車運送事業法第五条第二号の改正規定、第四十三条、第四十四条及び第四十九条の規定、第五十五条中民間事業者による信書の送達に関する法律第八条第二号の改正規定並びに第五十六条、第五十八条、第六十条、第六十二条及び第六十三条の規定並びに次条並びに附則第十一条、第十二条及び第十三条の規定、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日